

2023年12月13日

各 位

鹿島道路株式会社  
代表取締役社長 吉田 英信  
問合せ先  
管理本部総務部長 渡部 剛  
(TEL. 03-5802-8001)

### 公正取引委員会排除措置命令等に対する取消訴訟について

当社は、2023年11月29日付「公正取引委員会からの排除措置命令等に対する取消訴訟の判決（控訴審）について」にて公表のとおり、全国におけるアスファルト合材の製造販売に関し公正取引委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受け取消訴訟を提起していた件について、2023年11月29日に東京高等裁判所から控訴を棄却する判決を受けました。

その後、当社は、訴訟代理人と判決内容を精査してまいりましたが、これまで当社が一貫して主張してきた事実認定及び判断の誤りが認められなかったことは誠に遺憾ではあるものの、上告及び上告受理申立ての要件等を慎重に検討した結果、本日開催の取締役会において、上告及び上告受理申立てを行わないことを決議しました。

当社は今後同様の事態が起こらないよう、全社一丸となってコンプライアンスの徹底に努めていく所存でありますので、お取引先様をはじめ関係者の皆様におかれましては、引き続きご支援をいただきたくお願い申し上げます（当社が実施している再発防止への取り組みについては別紙ご参照）。

なお、当社は、上記の課徴金納付命令で命じられた課徴金（58億157万円）の全額について2020年2月28日に納付を完了しており、業績に影響はございません。

以 上

## 当社が実施している再発防止への取り組み

### 1. 合材販売価格決定の手続き明確化と管理強化

合材販売価格決定のプロセスやルールについて当社が従来から定めていた規程を改定し、手続きの明確化と管理強化を行いました。

### 2. 監査・モニタリングの継続実施と強化

監査部及び法務・コンプライアンス室が中心となって行う独占禁止法遵守に係る監査・モニタリングを継続実施するとともに、第三者弁護士及び会社法務担当者による定期的な監査・モニタリングを加えることで内容面の強化を行いました。

### 3. 加入団体の見直し等

同業他社が参加する会合に社員を出席させる機会を減らすべく、また独占禁止法違反行為に巻き込まれることを防止するために、都道府県毎に設置されているアスファルト合材協会を脱退したほか、全ての加入団体の見直しを行いました。

### 4. 同業他社との接触ルールの徹底

プラントにおける合材販売取引において、同業他社と接触があった場合、「同業他社との接触報告書」を所属長宛てに提出することを義務付けるとともに、合材営業担当者が、社外会合に参加する場合は、独占禁止法委員会事務局への事前の承認及び事後の報告を義務付けることにより、コンプライアンス違反のないことを確認できる体制を徹底し、一層の管理強化を図りました。

### 5. コンプライアンス徹底に向けた役員・社員への啓発の継続実施

独占禁止法委員会の開催（年2回）、「独占禁止法遵守マニュアル」の全役員・社員への配付、弁護士による独占禁止法研修会の定期的な実施、「独占禁止法Q&A」の改定のほか、コンプライアンスに係るeラーニング研修を年1回実施（役員・社員は全員対象）するなど、親会社である鹿島建設(株)とも協力しながら、コンプライアンス徹底に向けた役員・社員への啓発を継続しております。

今後同様の事態が起こらないよう、全社一丸となってコンプライアンスの徹底に努めてまいります。

以上